

回 答 書 (1回目)

「尾道市新本庁舎カフェ事業者選定公募型プロポーザル」に係る質問について、次のとおり回答します。

質問事項	質問内容	回 答
参加応募について	共同企業体での応募は可能か。	【実施要領 第5項 参加資格】 店舗規模が小さいため、共同企業体での参加は想定していませんが、共同企業体で参加される場合は、参加資格について、共同企業体を構成する全社に適用されるものとしします。
	共同企業体での応募が可能な場合は、共同企業体の協定書の提出のみで構わないか。	【実施要領 第7項 参加手続等 (3)ーエ】 共同企業体の場合、協定書のほか、構成員全社分の添付書類を提出してください。
	共同企業体で参加可能な場合、代表企業の運営実績と、共同企業体の構成員の運営実績を記載してよいか。また、共同企業体の構成員ではない、商品提供の契約等を結んだ協力会社の実績も記載してよいか。	共同企業体としての運営実績を記載してください。 協力会社の実績は記載しないでください。
営業について	店内で取り扱う商品に関して、仕入れた品をそのまま販売したり、生産者直の物販コーナーを設けることはできるか。	カフェの営業を主とした上で、店舗内の空きスペースを活用しての販売は可能です。
	貸切などの予約を受けることは可能か。(場所の提供も含む。)	店舗内であれば可能ですが、通路やロビースペースなどの共用スペースの貸切、場所の提供はできません。また、市としては、市民や観光客等広く来庁者にご利用いただくことが望ましいと考えます。
	災害やメンテナンス等での臨時店休は、提案書に記載する営業日等の違反に当たらないか。	臨時店休は差し支えありません。

	音響や映像機器の設置は可能か。	【実施要領 別添③ カフェ工事区分 5ページ】 店舗内への設置は可能です。音響については、非常時カットリレーの対応が必須となります。(B工事対応)
	内容及び概要の軽食の範囲の中に、油の使用等店舗外に調理の匂いが出るようなものは避けることとあるが、基本的には火は使えないという解釈でよいか。	【実施要領 別添③ カフェ工事区分 4、6ページ】 電気・ガス供給を確保していますので、IHヒーターやガスコンロは対応可能です。油の使用等、調理の匂いが執務室等に流れ込むものは避けてください。
	コーヒーを入れるための火の使用や、その匂いも店舗外に漏れてはいけないということか。	通常の換気対応で差し支えありません。
保険について	賠償保険等の制限はあるか。	賠償保険の加入は任意ですが、カフェ事業者に起因する損害が発生した場合は、市が賠償請求する可能性があります。
賃借料について	賃料の配点が100点とかなり高い設定になっているが、基礎額15万円で提案した場合の配点はどのくらいか。	配点の内容については回答しません。
	試算の結果、基礎額の15万円を下回った場合の配点は0点となるか。	賃料の上限額及び下限額は設定していません。
セキュリティ	カフェスペースのセキュリティはどちらの費用負担となるか。	カフェ事業者負担となります。
カフェ等について	「カフェ事業に関わる」というカフェの定義は、コーヒーなどを提供する飲食店という解釈でよいか。	【実施要領 第2項 事業概要】 ＜カフェ等の定義＞のとおりです。
原状復旧について	契約満了時の原状回復について、スケルトンの状態に戻せばよいか。	原則として、内装工事前の状態に戻してください。
スタッフ用駐車場について	スタッフ用の駐車場はあるか。	ありません。市役所敷地内には月極駐車場はありませんので、周辺の民間の駐車場をご利用ください。

構図について	様式5-1のA3サイズは縦構図か、横構図か。	横構図とします。
その他	共用スペース、多目的スペースではどのような机や椅子の準備があるか。大きさやデザインなどが具体的に決まっていたら教えてほしい。	共用スペースの机や椅子は現在検討中ですが、ロビースペースでくつろげるものにしたいと考えています。 多目的スペースは会議机と会議椅子となります。